

平成21年度静岡県防災会議

議 事 録

日 時 平成21年8月26日（水）午後1時30分から午後2時45分まで
場 所 静岡県庁 西館4階 第一会議室
出席者 会長及び委員合計49名のうち42名が出席

（開始時刻 午後1時35分）

知事挨拶

平成21年度の静岡県防災会議、冒頭ご挨拶申し上げます。

本日は御多忙の折、御出席賜りまして誠にありがとうございます。

最近の災害の状況でございますけれども、8月11日早朝5時7分、駿河湾を震源とするマグニチュード6.5の地震が発生し、静岡県で最大震度6弱を記録いたしました。この地震は、気象庁の地震防災対策強化地域判定会委員打合せ会におきまして、東海地震に結びつくものではないと判断されましたけれども、地震による被害も死者1名、負傷者約240名、住家の半壊3、一部損壊約7,000棟と、この規模にしては大きな被害ではなかったと総括されておりますが、改めて東海地震に対する切迫性を認識した次第でございます。

想定される東海地震は、最大震度7、マグニチュード8.0クラスの巨大地震でありまして、今回の地震の約180倍と想定されるエネルギーを持つ地震であるとも言われており、引き続き、東海地震対策に万全を期して取り組んでいくつもりでございます。

また、7月は山口県や福岡県で、今月は兵庫県や徳島県などで、それぞれ大雨により、死者・行方不明者、建物被害など数多くの被害が発生しており、こうした風水害への備えにも取り組んでまいります。

以上、最近の災害の状況でございますが、県の取り組みといたしまして、「住んでよし、働いてよし、訪れてよし」という従来からの「富国有徳」、この理念の下に「日本の理想郷しずおか」を創っていくということ、県民が安全で安心して暮らせる県土を構築することが大前提でございます。

県は、これまで地震等の自然災害は防災局、新型インフルエンザなどその他の危機は各担当部局が対応する体制でございましたが、本年度からあらゆる危機事案に総合・一元的に対応するため、「危機管理局」を創設し、新たな危機管理体制を構築しました。危機管理監のトップが小林さん、ミスター危機、彼が動いたときは危ないということでございます。しかし、彼の顔を見ると安心感が出てくるという人でございます。

危機管理では、迅速・的確な意思決定が求められ、トップダウンにより垂直的に組織が機能することが必要でございます。危機管理局にはいざという時に、私（知事）の代理として実質上の意思決定機関である「対策会議」の指揮調整

を執る危機管理監として、小林さんに総指揮に当たっていただくということになりました。

本県における最大の危機事案は、言うまでもなく東海地震でございます。その被害を減らすためには、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」、ディストラクションの倒壊の方ですがこれをゼロにするなど各種地震対策の推進や、食糧や水の備蓄など常日ごろの備えが重要でございます。このことは、これからも機会あるごとに、繰り返し県民に訴えてまいる所存でございます。

また、生き埋めなどの被害者が生じた際には、72時間が生死を決すると言われておりまして、公的な支援部隊の助け（公助）、これが期待できない場合もあることから、自助・共助による地域の防災力を維持・強化することが大切でございます。このために、地域の防災のリーダーとなる人材の育成にこれまで以上に力を入れてまいります。今年度は、約1,800人を育成する予定でございます。

今年も、8月29日と9月1日には総合防災訓練を予定しております。8月29日に袋井市におきまして、地域住民も多数参加して三つのゾーンでそれぞれの地域特性に応じた実践的訓練を行う予定でございます。9月1日には、県庁危機管理センターに対策本部を設置いたしまして、「対策会議」の運営などの図上訓練を行います。各機関の皆様には、両訓練への協力をこの場を借りて改めてお願い申し上げます。

本日は、静岡県地域防災計画の修正についてお諮りするものでございますが、その主な内容は富士山静岡空港の開港に伴う各種計画の変更等に伴うものでございますので、宜しく御審議をお願い申し上げます。

結びに当たりまして、本日は会議のあと、東京経済大学コミュニケーション学部 吉井先生から、「地域における危機管理について」というタイトルの貴重な御講演をいただくようになっておりますので、それぞれの機関において参考にして下さるようお願いを申し上げます。 以上、御挨拶でございました。

議事録署名人の指定

静岡県防災会議運営要領第7条の規定に基づき、以下の2名を議事録署名人に指名する。

日本放送協会静岡放送局

広瀬 純一 委員

静岡県消防長会

岡村 一博 委員

議 事

協議事項

1 静岡県地域防災計画（一般対策編、地震対策編、原子力対策編）の修正 （資料 1、2）

＜中嶋通明 県危機政策室長＞

資料 1 「県地域防災計画の修正（案）概要」を御覧下さい。

1 ページになりますが、はじめに、修正及び追加の概要でございます。県地域防災計画の一般対策編、地震対策編の修正につきましては、6月4日に富士山静岡空港が開港したこと、第2には、第3次地震防災緊急事業五箇年計画の変更及び地震対策緊急整備事業 30 箇年計画の変更が3月6日に内閣総理大臣の承認を得られたことに伴う修正でございます。第3は、県が4月1日から新たな危機管理体制を整備したことに伴う修正でございます。その他といたしまして、防災関係機関の防災業務計画の変更等に伴う修正、従来の表現の見直し、その他所要の修正がございます。

さらに、原子力対策編の修正が、県の組織改正に伴う修正等でございます。

2 番目に修正手続きの流れでございます。2 のところを御覧下さい。修正手続きの流れにつきましては、表にございますとおり、今回提示しました案を御承認いただきましたら、内閣総理大臣に修正協議をしたいと考えております。

2 ページをお開き下さい。地域防災計画一般対策編、地震対策編の修正のうち、はじめに、富士山静岡空港開港に伴う修正でございます。具体的な修正内容といたしましては、修正の内容のところと（イ）以下にございますが、一般対策編におきまして、第2章の災害予防計画や第3章の災害応急対策計画にこれまで記載のございました富士山静岡空港につきまして、空港管理者の航空機事故災害防止計画や航空輸送の充実・強化、空港管理者の実施事項、空港及びその周辺地域における航空機事故への対応等を定めたものでございます。

次に、地震対策編における修正でございます。これにつきましては、3 ページ目でございますが、一般対策編と同様にこれまで記載のなかった富士山静岡空港につきまして、緊急輸送活動の確保のための空港管理者の対応や航空交通の確保対策、空港における生活及び安全確保等の措置など所要の記載を追加いたしましたものでございます。

以上が富士山静岡空港開港に伴う修正の概要でございます。これにつきましては、資料2の新旧対照表にも主な修正文等を記載してございます。御覧いただきまして、このような形で修正したいと考えております。

続きまして、4 ページをお開き下さい。イの第3次地震防災緊急事業五箇年計画の変更及び地震対策緊急整備事業 30 箇年計画の変更に伴う修正でございます。昨年5月12日の中国・四川大地震での大惨事を受けまして、昨年6月に地震防災対策特別措置法の一部が改正され、地震による倒壊の危険性の高い公立小中学校等の校舎改築及び補強につきまして国の補助率の嵩上げが

措置されました。また、公立小中学校の校舎等の耐震化につきまして、事業計画の前倒しによる一層の推進について国から要請がございました。これらに伴いまして、第3次地震防災緊急事業五箇年計画及び地震対策緊急整備事業30箇年計画を変更し、本年3月6日に内閣総理大臣の承認を得たため、所要の修正を行うものでございます。具体的な内容としては、第3次地震防災緊急事業五箇年計画につきましては、4ページの下のところでございますが、新たに公立幼稚園の耐震化を追加し、また、地震による倒壊の危険性が高いIs値0.3未満の公立小中学校等の耐震化に対する国の補助率の嵩上げに伴う計画の変更を行いました。また、5ページでございますが、地震対策緊急整備事業30箇年計画につきましては、公立小中学校の耐震化を一層進めるため、非木造建築物の改築及び補強につきまして、それぞれの事業量及び事業額を増額いたしました。この計画変更に伴い、5ページ下段の（イ）以下等に示すとおり、所要の修正を行いたいと考えております。

6ページをお開き下さい。ウの県危機管理体制の変更に伴う修正でございます。県は、4月1日から新たな危機管理体制を整備したところでございます。これに伴う修正を行うものでございます。危機管理局及び各地域危機管理局の設置に伴い6ページ中段の（イ）以下等に示すとおり、所要の修正を行いたいと考えております。

また、7ページを御覧下さい。その他、防災関係機関の防災業務計画の変更等に伴う修正あるいは従来 of 表現を見直し適切な表現への修正等、所要の修正等について、7ページから8ページにかけて一覧で記載しております。

一般対策編と地震対策編につきましては以上でございます。

続きまして、9ページを御覧下さい。次に、地域防災計画原子力対策編の修正でございます。ア県危機管理体制の変更（組織改正）に伴う修正につきましては、一般対策編と地震対策編と同様に県の組織改正に伴う所要の改正を行うものでございます。その他の修正として、原子力災害時用の関係機関の連絡用として「原子力緊急時連絡網」の整備が完了したことから、その利活用について所要の修正をいたします。また、隣接県、市町間の相互応援協定等の締結が進んでいることから、これらの協定に基づく応援体制の整備について所要の修正をいたします。

以上が県地域防災計画の修正内容になります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

質疑応答：なし

採 決：異議なし

原案のとおり内閣総理大臣に協議する。

報告事項

1 委員からの報告

- (1) 平成 22 年度出水期からの市町を対象とした警報・注意報に向けて
(資料 4)

＜永井 章 静岡地方気象台長＞

平成 22 年度出水期からの市町を対象とした警報・注意報について、これまで気象警報を広域な単位で発表していたものを市町単位で発表するというところでございます。資料 4 で説明させていただきます。

まず、気象警報の体系ですが、2 枚目の上の方に主な気象警報とその防災対応との関係付けが示してあります。大雨による土砂災害では、大雨注意報、大雨警報あるいは土砂災害警戒情報と順次ランクの高い防災気象情報を発表するわけですが、それぞれに対して防災対応を目安として持っております。注意報でありましたら防災体制の立ち上げ、警報になりましたら避難準備対応、土砂災害警戒情報になりましたら、実際に避難勧告あるいは避難指示という形の具体的な行動をとっていただく、こうした体系で注意報、警報あるいは土砂災害警戒情報を発表しております。

その中で、これまで注警報について静岡県で申しますと県内を 8 つのブロックに分けて発表していました。それぞれ 8 つのブロックに雨の基準あるいは指数の基準を持っていて、基準値を超えると予想した場合に気象台から注警報を発表するというようにしております。それを平成 22 年度の出水期から、出水期と言いますと業界用語でございますけれども、概ね 5 月、6 月、いわゆる梅雨前の雨の季節に入ったところを出水期と申しますが、関係機関あるいは気象庁の準備もございまして、何日からというペーパーを用意するわけですが、遅くとも来年の梅雨前からこういう形で発表するというところでございます。さきほども申し上げましたが、8 つの地域で発表していたのを市町ごとに警報等を発表していくということでございます。これを目指して、現在、気象庁、気象台で準備をしております、各県さん、報道機関でそれをどう伝達あるいは放送するかというところをいま検討いただいているところでございます。これによりまして、最終的には警報あるいはその上のランクの情報が出た場合に、避難勧告・避難指示という具体的な行動をとるわけですが、その判断を市長あるいは町長にしていただく、それを市町単位の情報によって対応いただくような形になるものと期待しているところでございます。

次に、平成 22 年度以降の警報・注意報の提供イメージになりますが、気象台と県は防災情報提供システムという専用線によるシステムを使って、気象台が発表する警報等を静岡県に伝えることになっております。県は、県の情報伝達システムを使って各市町に警報等を連絡していただくというのが正規のルートでございます。今回、平成 22 年度の出水期から市町単位の警報・注意報を導入するに当たって、気象台から提供する情報の中身も新しい形式のものを用意してございます。このかな漢字、表形式、XML と書いてございますが、特に X

ML形式というのは非常に通信あるいはコンピュータ処理に適したフォーマットでございまして、これを使うことで県あるいは市町で自分のところで必要な情報、警報なりを取り出すことが出来るという様式でございます。ただ、これらは若干準備が必要でございますので、従来型のかな漢字あるいはたくさんの市町の警報等の発表等がございまして、それを一覧表にしたような表形式の情報伝達の様式も検討するようなことを考えております。防災情報提供システム（インターネット）は、バックアップ的に气象台から直接、インターネット環境を使いまして、メールを使って、何々市さんのところには大雨警報が出ましたよというのをお伝えする。それによって、通常の防災情報提供システムを経由してより詳しい内容が分かるというような形で、正規の県を通じた伝達と、气象台からのメールで警報が出たということをお知らせするバックアップということで確実な伝達に努めたいと考えております。

下の方に実際に市町ごとの警報発表になると、どうなるかというシミュレーションを示してございます。昨年7月の梅雨期に県内、南の方から湿った空気が入りまして大雨が降ったケースですが、レーダー状況で濃い色の雲行きが示されていますが県内広く雨雲がかかっているという中で、各8つのブロックに対して警報が随時発表されたりしてございましたけれども、それが市町ごとの警報になりますと、シミュレーション結果のグレーのところの市町に対して警報が出るという形で、非常にきめ細かい判断が出来るような形で気象警報が使っていただけるということを期待しております。气象台といたしましても、今後、来年度に向けて県はじめ関係機関に事業の説明等をさせていただきますし、県民の方にこういう形で市町ごとの警報が出ますということの周知・啓発を進めてまいりたいと思っておりますので、是非よろしく申し上げます。

（2）地震による東名高速道路牧之原 IC 付近道路崩壊に係る応急復旧への御礼
＜原 政司 中日本高速道路株式会社東京支社副支社長＞

先の地震による東名高速道路の災害につきまして、大変、御迷惑と御心配をお掛けしたところでございますが、幸いなことに人命への影響がなかったということと、お陰様で比較的短期間に応急復旧ができたということでございます。これに関しましては、関係各位の皆様方に大変な御支援と御協力をいただきましたことをこの場を借りて御礼申し上げたいと思っております。どうも、ありがとうございました。

現在、災害の原因究明、本格復旧の対策工法に関して有識者を含めた検討会を設けて、検討中でございます。結果が出次第、早急に本格復旧を実施してまいりたいと考えております。また、同様な箇所についても、対策をとっていきたくて考えております。今回の災害におきまして、東名高速道路の重要性、また皆様からの動きたいというものを改めて認識をしたところでございます。さらに、東名高速道路の安全性の向上、また、防災訓練等通じた防災意識あるいは危機管理体制の向上について、これまで以上に努力をしていきたいと考えているところでございます。また、それに加えまして、現在、東名高速道路の代

替路線として建設中でございます新東名高速道路につきまして、一日も早い開通に向けて、引き続き、努力をしていく所存でございます。引き続き、皆様の御支援を賜りたいと思っております。どうぞ、よろしく申し上げます。本日はありがとうございました。

<知事>

どうも、ありがとうございました。この間、大変でございましたが、会長以下、会社一丸になって昼夜をあげて復旧に努められまして、感謝申し上げます。16日の午前0時に上り線も開通したことで、第二次災害も、工事をしている人たちにとっても大変だったと思っておりますけれども、起きなかったということで、中日本高速道路株式会社さんとは深い信頼関係で結ばれておりますので、こうした災害の時に協力関係をとれるように思っておりますので、どうぞよろしく。

2 事務局からの報告

(1) 「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」の修正 (資料5)

＜中嶋通明 県危機政策室長＞

資料5をお開き下さい。東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画の修正につきまして、御説明いたします。これは、東海地震の際に、国の救助活動・消火活動・医療活動等、国の応援活動を定めた国の応援計画に関して、これを迅速かつ円滑に受け入れるための県の広域受援計画について修正するものでございます。修正の概要につきましては、富士山静岡空港の開港と活動拠点等の見直しでございます。富士山静岡空港の開港に伴いまして、航空機の積極的活用をするようにしたものでございます。活動拠点等の見直しにつきましては、施設の耐震強度や使い易さを考慮した修正でございます。富士山静岡空港の開港につきましては、航空機を利用した広域的な活動拠点として、あるいは中部地域における広域搬送拠点の機能をこちら静岡空港に持たせます。

これまで活用させていただきました航空自衛隊静浜基地につきましては、引き続き、継続的に活用させていただきたいと考えております。これまでの東部・中部・西部それぞれの拠点の上に、静岡県全域を対象とする中核的な施設として富士山静岡空港を位置付けております。活動拠点及び広域物資拠点の見直しでございますが、活動拠点の見直しについては、拠点となる公共施設の統廃合、あるいは耐震強度等を踏まえた見直し、アクセス面等の観点を踏まえた見直しをいたしております。修正前が警察庁62、自衛隊99、消防76が、修正後は249ということになります。これは重複して使うこともございますので、活動拠点としては210箇所が216箇所になり、資料5の記載にとおりでございます。広域物資拠点の見直しにつきましては、拠点となる公共施設の名称変更ですとか、耐震化等を踏まえた見直し、災害時を踏まえた見直しでございます。

今後の対応といたしましては、国が定めた「東海地震応急対策活動要領」について改定を内閣府に要望していくこととなります。詳しい箇所につきましては資料5の3ページに活動拠点について記載してございます。以上で広域受援計画の修正について説明を終わります。

(2) 平成21年度防災訓練計画(資料6)

＜西川久男 県危機対策室長＞

資料6と画面を合わせて御覧下さい。今年度の防災訓練について御説明いたします。防災関係機関の連携強化、地域防災体制の確立、そして県民の防災意識の高揚を図り、以て本県の総合防災力の向上に努めるものであります。

主な訓練は、一部実施済みですが、全職員参集訓練、風水害対処訓練、津波訓練、これにつきましては実施済みでございます。

本年度の総合防災訓練については、予知型の東海地震を想定いたしまして、

国、県、市町村、防災関係機関、自主防災組織等と連携してそれぞれの地域の特性に応じた訓練を実施してまいります。今週の土曜日、29日になりますが、総合防災訓練の実動訓練を、袋井市を中央会場として実施するものであります。この袋井市の実動訓練と連携して富士山静岡空港において自衛隊や海上保安庁のジェット機、ヘリコプター、いわゆる空からの応援部隊を受け入れる訓練、重症患者を県外に搬送する広域搬送訓練、今回は静岡空港を活用した初めての東海地震を想定した訓練になりますので、様々な課題・問題点について訓練を通じて検証してまいりたいと考えております。

また、9月1日の防災の日には、本部運営訓練といたしまして、県下37市町が参加して、県や市町の災害対策本部の運営訓練を柱とした図上訓練を実施するものであります。

その他、12月6日「地域防災の日」、突発型の東海地震を想定して地域の自主防災組織、消防団等を中心とした自助・共助を主体とした訓練を実施してまいります。7月2日、8月5日、11月20日、一部実施済みですが、東海地震を想定して医療救護、緊急輸送路、緊急物資の搬送など各分野別に訓練を実施いたしまして、来年1月15日に大規模図上訓練、今日御出席の防災関係機関の皆様にも多数御参加をいただきまして、実施することとしております。

この他、来年2月に原子力防災訓練、国民保護訓練などを実施してまいります。本日御出席の防災関係機関の皆様には、これまでどおり、訓練の積極的な参画、御助言をお願いいたしまして、本年度の防災訓練の説明を終わります。

(3) 駿河湾を震源とする地震（資料7）

＜岩田孝仁 県危機報道監兼危機情報室長＞

8月11日5時7分に起きた駿河湾を震源とする地震について、県等の応急活動の内容につきまして説明します。

まず、地震につきましては震度6弱を伊豆市、焼津市、牧之原市、御前崎市で観測し、当日、気象庁から3回にわたって東海地震観測情報が出されました。11時20分の3回目の東海地震観測情報において、今回の地震が想定される東海地震とは関連がないというコメントが出されました。余震活動につきまして、震度分布図を御覧になっていただきますと、黒く点が密集しているところが現在までに発生した余震活動、その活動域の一番南東側、伊豆半島に近い南側のところが本震の震源の場所で、本震の震源の位置から約20km北西に向けて余震活動が分布しております。最大の余震は震度3、当日3回観測してございまして、気象庁によりますと、現在のところ、活動はある意味では順調に収斂（しゅうれん）しつつあるということで報告を受けております。

県等の対応につきまして、5時7分に地震が発生して、5時30分に静岡県災害対策本部を開設し、6時に第1回本部員会議を開催し、その後、当日、第3回本部員会議まで開催いたしました。翌日、8月12日8時半に第4回本部員会議を開催し、本部長である知事から「引き続き情報収集に努めること。早急に平常の生活に戻れるよう、十分に対応に当たること」と指示がありました。翌々

日の8月13日17時をもって静岡県災害対策本部を廃止しております。この間、静岡県内の市町では、30市町が本部を設置し、順次廃止しましたが、最後に牧之原市が8月20日18:40をもって災害対策本部を廃止しております。

被害等の状況につきましては、現在までのところ、人的被害は死者1名、重傷者15名を含む負傷者が237名との報告を受けております。住家の被害につきましては、半壊3棟、一部損壊7,048棟ということで、現在もまだ各市町村が被害の確定作業を続けているところでございます。

物的被害につきましては、ブロック塀の被害176箇所が報告されております。ライフラインですが、上水道につきましては、掛川市、牧之原市など11市町2団体に断水の報告を受けております。8月13日13時をもってこの断水箇所は全て復旧しております。電気につきましては、静岡市、掛川市、島田市、川根本町など約9,500戸で停電しておりますが、8月11日、地震のあった当日の13時に全て復旧しております。

3ページを御覧下さい。鉄道につきましては、当日、地震の影響で運休があったり、ダイヤが大きく乱れておりましたけれども、いずれも当日全て運転を再開しております。

道路関係ですが、東名高速道路につきましては、さきほど御報告あったとおりであります。県道につきましては、全面通行止め等が何カ所か発生しており、県管理の道路につきましては最大14路線17箇所で通行止め、現在のところ1路線で通行止め、5路線で片側交互通行の規制をかけている状況でございます。

港湾につきましては、相良港でエプロンの一部が大きく沈下したということで現在も一部の物揚場が使用不可になっておりますけれども、その他につきましては全て修復して現在のところ使用が滞りなく継続されています。

浜岡原子力発電所の状況でございますけれども、当日、運転中でありました原子炉4号機及び5号機が地震を感知して自動停止をしました。放射線監視データについては通常の範囲であったとの報告を受けております。

4ページに復旧の状況をまとめて報告してありますが、1箇所だけ訂正ください。(2)道路関係の最下段のところ、現在(8/25)、8路線8箇所で通行止を訂正して、1路線1箇所で通行止、追加で5路線5箇所で片側交互通行、その上段、4路線4箇所が2路線2箇所でございます。

他県からの応援の状況ですが、緊急消防援助隊は、東京都、山梨県、愛知県から航空隊が応援にまいっております。警察航空隊は、長野県、愛知県、山梨県の各県警航空隊へりが本県に派遣されております。

以上、当日から現在に至る被害の発生状況、対応の状況でございますけれども、今回の地震につきましては、比較的被害は軽微だったという見方をされております。ただ、先ほども御報告したとおり、負傷者が237人でその内訳を分析しますと、テレビ等の落下物によつての被害が21%、タンス等が倒れてきたりして怪我をされた方が5.9%、割れたガラスなどで怪我をされた方が14.7%ということで、合わせると41.6%の方が家の中いろんなものが倒れてきたり落ちてきたりということで怪我をされています。ブロック塀が176箇所倒壊しているということを含めると、改めて自宅の内・外で、身の回りの安全対策、地震対策の徹底が今後とも必要だろうと考えております。県としても、改めて

県民の皆さんと一緒にこういった身の回りの対策の徹底を図っていきたいと考えておりますので是非ともよろしく申し上げます。

以上で報告を終わります。

<知事>

今回の台風と地震が重なるということになりましたら、これは被害が大きくなる可能性があったわけですが、一方で台風が近づいてくるということから、関係各位にごさいまして、警戒をされるということから初動の対応が早くなったというそういう面もございました。いずれにしましても、事務局から申しましたとおり、身の回りの安全について今まで以上に緊張感を持って防災に務めるというようお願い申し上げたいと思います。

質疑応答：なし

(議事終了時刻 午後2時10分)

平成21年度静岡県防災会議の議事録は、以上のとおり相違ないことを確認する。

平成21年 9月 8日

(議事録署名人)

委員(日本放送協会静岡放送局長)

印

委員(静岡県消防長会会長)

印